

## 三重県公衆衛生審議会自殺対策推進部会設置要綱

### (設 置)

第1条 自殺対策を総合的かつ計画的に推進するため、三重県公衆衛生審議会自殺対策推進部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 自殺の現状把握に関する事
- (2) 自殺対策推進に関する事
- (3) 自殺予防のための研修、啓発に関する事
- (4) 各関係機関における役割と連携方法に関する事
- (5) 未遂者、遺族、関係者のケア方法に関する事
- (6) 自殺対策の評価に関する事
- (7) その他必要な事項

### (組 織)

第3条 部会は、委員は二十人以内で組織する。

### (委 員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 関係行政機関の職員
  - (3) その他知事が必要と認める者
- 2 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長及び副部会長一人を置き、委員の中から互選により選任する。

- 2 部会長は、会務を統括し、部会を代表する。
- 3 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会 議)

第6条 会議は、部会長が招集し、会議の議長には部会長があたる。

- 2 部会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 部会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(報 告)

第7条 部会長は、部会が決定した事項について、その内容を三重県公衆衛生審議会に報告又は提案する。

(庶 務)

第8条 部会の庶務は、医療保健部健康推進課において処理する。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って別に定める。

附則

この要綱は、平成18年8月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年7月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年8月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。